

I 食料自給率の目標の達成に向けた消費及び生産に関する施策

1 望ましい食料消費の姿の実現

(1) 「食生活指針」の定着と実践に向けた取組

国民の食生活の多様化及び高度化により、米の消費が減少し、畜産物や油脂の消費が増加するなど我が国の食料消費が大きく変化する一方で、国内生産がそれに十分対応できていないことが、食料自給率の低下の大きな要因の一つとなっている。また、近年、我が国の食料消費については、脂質の摂取過多等の栄養バランスの崩れによる国民の健康への影響が懸念され、また、食べ残しや食品の廃棄等によりかなりの食料資源が無駄になっている状況にある。

こうした状況を踏まえ、健康で充実し、活動的な長寿社会の実現を目指し、脂質の摂取過多の是正等により適正な栄養バランスの実現を図るとともに、食料資源を有効に利用する等の観点から、消費者、食品産業その他の関係者がこれらの課題についての理解を深め、食生活の見直し等に積極的に取り組む。

基本法に基づく健全な食生活に関する指針として策定された「食生活指針」について、国民各層に対する普及啓発を図るとともに、同指針に沿った健全な食生活の実現に向け、以下の施策を講ずる。

- (ア) 「食を考える国民会議」を中心として行うマスメディア等各種媒体を通じた全国一斉の普及・啓発活動や大都市を中心とした各種イベント・シンポジウムへの支援、国民会議の会員が行う食生活指針のPR活動への支援等を行う。
- (イ) 各地域における食生活指針定着方策の策定、食文化や地域産物を活用した食生活見直しへの取組に対する支援、食生活指針の普及・定着等を行う食生活改善推進員等の民間ボランティアによる草の根活動に対する支援等を行う。
- (ウ) 毎年10月の食生活改善普及月間の実施など、国民一人一人が食生活改善への自覚を高め、その主体的取組を促すことをねらいとした地域特性に応じた活動を推進。

(2) 食育の促進

食の安全と安心を確保するとともに、「食」について理解を深め、実践するための取組として、「食育」を推進するための国民的な運動を展開する。(特集1-(3)-ウ参照)

(3) 食料消費の改善に関する施策の充実

- (ア) 消費者相談の窓口である、農林水産本省、地方農政局、食糧事務所、独立行政法人農林水産消費技術センターの「消費者の部屋」等において、消費者からの農林水産業や食生活に関する相談に対応するとともに、消費者に対し、農林水産行政のPRを行う。特に子供に対しては、農林水産本省における子ども相談電話による対応を行うとともに、社会見学

等のグループ学習を積極的に受け入れる。また、農林水産本省と地方を結ぶ相談受付情報ネットワークシステムの活用により、効率的な相談対応を図る。

- (イ) 全国に食料品消費モニターを設置し、消費者の意見・要望等を常時把握するとともに、地方公共団体の消費生活センターなどにおける消費者相談処理能力の向上を図るため、商品テスト機関連絡会議を各地域（５ブロック）において開催する。

また、独立行政法人農林水産消費技術センターにおいて都道府県消費生活センター職員等の研修及び地方公共団体等からの依頼に基づく食品等の品質及び表示に関する知識の普及のための講師派遣を行う。

- (ウ) 少子高齢化の進展や、障害者数の増加傾向が見られる中、生活の中で重要な位置を占める食生活の面からみた少子化の要因等について調査を行い、必要な普及・啓発を行うとともに、食生活に関し、健全な営みが行われるよう、高齢者や障害者の能力に適合した情報提供の充実、身体的能力や障害による様々なハンディキャップを軽減するための食生活環境の改善等を実施することを通じ、高齢者・障害者の自立化及び社会参加の促進を図る。

２ 生産努力目標の達成に向けた施策

(１) 課題解決に向けた品目横断的な取組

ア 農業生産の総合的な振興

耕種部門と畜産部門の連携等により、産地の特色を活かした新鮮でおいしい農産物の供給体制の確立、効率的で生産性の高い畜産経営体の育成、有機性資源の適正処理・循環利用の促進等に必要な対策を総合的に実施する。

- (ア) 産地の特色を活かした新鮮でおいしい農産物の供給体制の確立

産地の特色を活かした農産物の供給体制を構築するため、消費者等による農産物の地産地消推進活動、環境保全型農業の取組拡大や契約取引の推進、農産物の高品質化等のための技術実証等を総合的に推進する。

- (イ) 畜産振興のための総合的な施策の推進

効率的で生産性の高い経営体の育成を図るため、意欲ある農業者等の創意工夫を生かしつつ、地域の特性に即し、生産から流通・消費に至る地域の畜産振興のための施策を総合的に実施する。

① ゆとりある生産性の高い畜産経営の育成・確保

基本計画及び「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」を踏まえ、日本型畜産経営継承システムの構築、地域畜産支援組織の効率化、地域の核となる協業法人経営体の育成、新規就農促進等を引き続き支援するとともに、酪農経営における哺育育成部門の外部化を新たに推進する。

② 自給飼料の増産

「飼料増産推進計画」等の達成に向け、関係者が一体となった飼料増産運動を展開しつつ、自給飼料増産のための総合的な条件整備、飼料増産に向けた意欲的な取組への支援を行うとともに、安全・安心な「ブランド・ニッポン」畜産物の供給を目指し、地域の状況を踏まえた粗飼料多給型の畜産物生産体制の構築、日本型放牧システムの確立、青刈りとうもろこし等の省力的な収穫利用体系の確立等を推進する。

③ 家畜改良増殖の促進及び畜産物等の安全性の確保

「家畜改良増殖法」等に基づく「家畜及び鶏の改良増殖目標」に即して、能力検定の実施による産肉・泌乳能力等の高い種畜の選抜・利用、導入等を推進するとともに、乳用牛における自動搾乳システムの簡易な検定手法や遺伝的能力評価値の算出方法の確立、肉用牛における増体能力や飼料利用性に優れた肉用牛群の整備・改良及び分割卵技術を用いた検定方式の導入、豚における遺伝的能力評価の実施における効率的な改良・選抜・利用を推進する。さらに、ほ乳ロボット等家畜飼養管理作業の自動化・省力化等を図る技術の実用化を推進するとともに、家畜個体情報管理システムの活用促進や肉用牛肥育における稲発酵粗飼料の利用拡大、高能力家畜の増産に資するDNA解析技術、受精卵移植技術の開発・実用化及びDNAマーカーの育種への活用手法の検証を推進し、これらを利用することによって地域の畜産生産基盤を強化し地域の個性ある活性化を図る。

衛生対策については、口蹄疫等海外悪性伝染病の病性鑑定を迅速・的確に実施するための体制を整備するとともに、まん延防止に必要な措置を行う。

④ 畜産物の流通対策

乳業の再編・合理化を推進するとともに、乳業施設・基幹的食肉センター等における衛生管理体制の徹底を図る。

(ウ) 耕種と畜産との連携等の強化

地域の資源を最大限に活用した国内農業生産の維持・増大を図っていくため、耕種と畜産との連携を一層強化し、有機性資源の循環利用、合理的な土地利用、労働力の活用等に必要の対策を総合的に実施する。

① 家畜排せつ物等有機性資源のリサイクルの推進

循環型社会の構築及び地球温暖化対策に対応し、家畜排せつ物、作物残さ、稲わら等の有機性資源についてたい肥やエネルギー資源等として有効利用を促進し、環境と調和のとれた資源循環型農業の確立を推進する。

また、農業者と消費者、食品産業とが連携強化し、食品残さ、生ゴミ等のリサイクルシステムの確立を図るため、都市及びその周辺から発生する生ゴミ等のコンポスト化、安全性を確保した食品残さの飼料化、食品廃棄物の効率的な収集処理・高度利用等を推進する。

② 耕種作物を活用した粗飼料生産の推進

水田における稲発酵粗飼料等飼料作物の生産、稲わらの利用等に対する取組を推進することとし、耕種農家と畜産農家の利用供給契約の締結を円滑に推進するための推進員

の配置や、水田における飼料作物の生産体系の整備、稲わら等の生産ほ場残さの収集・利用体制の整備等を推進する。

③ 総合コントラクターの育成による担い手支援の推進

担い手の規模拡大等に伴う労働ピークの調整、高齢化等に伴う労働力不足に対応するとともに機械の有効利用を図るため、稲発酵粗飼料用の稲生産、稲わらの供給、たい肥の農地還元等の農作業の外部化等を推進するための耕種部門と畜産部門の多角的農作業を行う総合コントラクター（農作業請負組織）の育成を推進する。

イ 水田を中心とした土地利用型農業の活性化に向けた取組

農業の持続的な発展とそれを通じた食料の安定供給の確保を着実に推進するため需要に応じた米の計画的生産と水田における麦・大豆・飼料作物等の本格的生産を柱とする総合的施策を講ずることにより、安定した水田農業経営の確立を図る。

（ア） 水田における麦・大豆・飼料作物等の本格的生産

① 水田農業振興計画において定めた水田における米、麦、大豆、飼料作物等の各作物の作付面積とその団地化、担い手への土地利用の集積、水田の高度利用、生産技術等に関する目標の達成に向け、地域の生産者、市町村、生産者団体等の関係者が一体となった取組を推進する。また、水田における麦・大豆・飼料作物等の本格的生産を図る「経営確立助成」及び地域の自主性を生かしながら米の計画的生産と水田の有効活用を図る「とも補償」等からなる「水田農業経営確立対策」を実施する。

② 水田農業の確立を図るため、品質や栽培特性に優れた品種の開発及び高位安定生産のための栽培技術の開発を促進する。

（イ） 地域における水田農業の振興

米の計画的生産を確実に実行するとともに、麦、大豆等の生産の定着・拡大に向けて一定の水準を満たした水田農業振興計画を策定している地域に対して、基盤整備、技術経営指導等を重点的に実施する。

① 水田汎用化のための基盤整備と一体的に、麦・大豆・飼料作物の産地形成に向けて土地利用集積等を推進する事業を実施する。

② 地域農業改良普及センター段階による地域ごとの栽培技術・経営指導マニュアルの作成及びこれに基づく実証指導等を推進する。

ウ 種子・種苗対策の推進

（ア） UPOV（植物新品種保護国際同盟）条約の発効に伴う品種登録の審査基準の国際統一の動きに対応した我が国の審査基準の見直し、UPOV加盟国との審査協力の積極的推進等により、審査期間の短縮化、優良品種の開発・普及の促進等を図り、種苗産業の活性化を通じて国内農業生産力を維持・強化する。

① UPOVの一般審査指針の改定にあわせ、我が国において特に重要度の高い作物の審査基準について国際基準への統一を推進する。

② 従来の審査基準では判定できない特性を有する新品種の出願に対応するため、これら

特性を判定するための審査基準の見直しを行う。

- ③ UPOVの審査ガイドラインに、アジア地域の栽培植物の実態を反映させるため、UPOV技術作業部会を我が国で開催する。
- ④ アジア諸国における植物品種保護制度の確立・運用を支援するため、UPOVが行うコンサルティング活動等当該制度の普及確立・運用支援活動に対し拠出を行う。
- (イ) 品種登録制度の円滑かつ効率的な推進を図るため、出願手続き等の業務処理の電子化、自動化等により品種登録事務処理体制の充実を図る。
- (ウ) 平成14年11月27日に成立した知的財産基本法を受け、植物の新品種の育成者の権利の十分な保護を図るため、権利侵害に対する罰則の強化等制度の拡充を行う。
- (エ) 低コストの優良種苗の安定的供給及び適正な流通を推進するため、バイオテクノロジー等の各分野における先端技術を活用し、種苗の生産から流通に至る各行程における業際的な技術開発を行う。
- (オ) 農産物流通の国際化に対応するため、海外野菜種子流通・作付状況の調査を行う。
- (カ) 主要農作物（稲、麦及び大豆）の種子について、品質向上と安定的な生産供給体制を確立するため、研修会の開催等指導推進体制を強化するとともに、種子生産団地において種子乾燥調製施設や品質向上施設等の整備を推進する。
- (キ) 飼料作物について、優良種子の安定的な供給と普及を図るため、採種体制の整備及び関係機関が連携した奨励品種の選定・普及を推進する。
- (ク) 試験研究を行う独立行政法人等が育成した優良な農作物の系統について、命名、登録及び公表を行うことにより、その普及を図る。

エ 病虫害防除対策

農産物の安定的な生産・供給を図るためには、病虫害による農作物被害を抑制することが不可欠である。しかし近年、病虫害防除において消費者の農薬散布に対する懸念がますます高まっているため、適切な病虫害リスク管理、環境に調和した防除技術の確立等の必要な施策を総合的に講ずることが必要である。

- (ア) 病虫害による農作物被害の軽減等を図るため、病虫害発生予察情報の提供及び的確な防除の実施等を行う植物防疫事業を実施する。このため、病虫害の発生予察調査等を行う病虫害防除所の職員等の設置及び運営等都道府県における植物防疫事業に要する基礎経費として、植物防疫事業交付金を交付する。
- (イ) 環境との調和に配慮した的確な病虫害防除を実施するため、病虫害発生予察事業において、よりきめ細かな病虫害発生状況の調査を実施し予察情報を作成・提供するとともに、発生予察に関する調査基準の策定、自動計測機器等を活用した調査方法の確立等の予察技術の高精度化を推進する。
- (ウ) 国民の病虫害防除に対する理解や食の安全・安心に資するため、病虫害防除に関する基本方針を都道府県で策定、公表し、地域の実情に応じた病虫害防除を推進する。また、天敵やフェロモン剤等の防除技術を組み合わせた総合的病虫害管理による防除体系や少量散

布技術等の病虫害防除に必要な薬剤散布量を低減させる技術体系の確立を推進する。

- (エ) さらに、農作物に甚大な被害を与えるおそれのある我が国未発生若しくは一部地域に発生している病虫害に対しては、全国で侵入警戒調査を実施する。また、南西諸島の一部地域に発生しているアリモドキゾウムシ等のまん延防止のため移動規制を行うとともに、根絶防除等の防除対策を行う。

(2) 課題解決に向けた品目ごとの取組

ア 米

生産性の高い営農の展開と国産米の安定供給体制の強化

- (ア) 多様な消費者・実需者ニーズに対応した米生産の推進

消費者・実需者から選択される産地を目指し、「ブランド・ニッポン」戦略を策定した産地を対象に、消費者・実需者への産地情報の発信、消費者・実需者からの提案、評価を受信する体制を整備した上で、以下の取組を推進する。

- ① 消費者や実需者の品質等に係る多様なニーズに応じた生産を推進するため、優良な品種や品質向上に資する栽培技術の普及・定着、実需者ニーズを踏まえた品質の均質化・安定化に資する共同乾燥施設等のネットワーク化による広域連携流通システムの構築、地域の特色を反映した新たな産地加工の導入等を推進する。
- ② 手頃な価格で一定のまとまりによる提供というニーズにも対応可能な効率的かつ安定的な生産体制を構築するため、農地流動化部局との連携を図りながら、担い手への農地・作業の集積の強化等による生産性の向上を図るとともに、水稻直播栽培と大区画は場対応型の革新的技術の組み合わせ等による超低コスト・省力化技術の確立を推進する。

- (イ) 需給安定に向けた取組

米消費の構造的変化に伴う最近の米需要の大幅な減少等現下の状況を踏まえつつ、今後の米政策の見直しに係る諸施策の円滑な推進を図るためには、今後、早期に米需給の安定を図ることが喫緊の課題となっている。

このため、平成 15 年度において、以下のような取組を進めることとする。

- ① 平成 15 年度の生産調整規模は、需要量に見合った生産を推進する観点から、106 万 ha 規模（かい廃を控除した実質生産調整規模は 102 万 ha）に設定する。

生産調整目標面積の都道府県別配分については、生産者団体の意向を踏まえつつ実施する。

- ② 平成 15 年度水田農業経営確立対策における経営確立助成の助成水準は現行どおりとするが、とも補償については、国費負担と生産者拠出の均衡化を図りつつ、麦・大豆等の本作化に資するため、地域への資金の交付基準を次のとおり改める。

- (a) 一般作物作付け 2 万円 / 10 a

（ただし、水田農業経営確立助成の交付要件を満たすものに限る）

- (b) 永年性作物等作付け、特例作物作付け、水田農業経営確立助成の交付要件を満

たさない一般作物作付け 1万円／10 a

(c) 景観形成等水田、水田預託、調整水田等

1万円／10 a

(なお、調整水田については当該面積を2／5、その他の不作付面積については当該面積を1／5に換算する)

なお、従来の緊急拡大分の取組に対する追加的助成、緊急需給調整対策の助成及び地域水田農業再編緊急対策における超過達成助成は廃止するものとする。

- ③ 稲作経営安定資金の基盤を安定させるため、生産調整を確実に達成した地区については、引き続き、生産者の選択による追加の資金造成措置を講ずる。
- ④ 米の消費拡大については、その重要性を踏まえ、引き続き国民運動的展開を図るとともに、消費者の安全・安心に対するニーズに応じていくため、関係団体等による米のトレーサビリティシステムの構築を支援する。

(ウ) 米政策改革大綱の円滑な実施

米政策改革大綱の円滑な実施を図るとともに、15年度において、以下の施策を講ずる。

- ① 米の生産及び流通をめぐる情勢の変化にかんがみ、米穀の生産・流通関係者の主体性を重視しつつ、適正かつ円滑な流通を確保する観点から、生産調整に関する規定を見直すとともに、流通規制の緩和等の措置を講ずるため、「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」を一部改正する。

- ② 公正・中立な第三者機関的な組織を設置し、その助言を得て、透明な手続きの下に、需給情報を策定し公表する。

また、同組織の助言を得て、国及び農業者団体は平成16年産の生産目標数量を策定する。

- ③ 集荷・流通分野の改革は、消費と生産の距離を縮め、市場の変化に迅速に対応できるよう、関係者との協議の上で可能なものから早期に実施する。

(特集2－(3)－(イ)参照)

イ 麦

麦については、「ブランド・ニッポン」戦略を策定した産地を対象に、実需者等とそのニーズや産地の取組方向等の情報の共有体制を整備した上で、品質向上及び需要拡大に向けた取組の推進や担い手の育成、生産流通条件の整備等を通じ、実需者等のニーズに基づいた個性ある産地の育成を推進する。

(ア) 実需者のニーズに対応した品質の向上

実需者、生産者、普及組織、行政等から構成される産地協議会において、産地ごとに設定している品質向上等の目標の達成に向け、品質分析・仕分体制の整備や品質分析結果に基づく栽培技術指導の強化を推進する。

(イ) 実需者等のニーズに対応した高品質品種等の育成・普及

① 実需者や消費者のニーズに合った品種の育成を図るため、品種の開発段階から実需者等による品質の評価を行い、そのニーズを踏まえた赤かび病や穂発芽に強く、白度の高い日本麺用品種やパン用、中華麺用等特定用途向け品種の育成等を行う。

② 試験研究機関、普及組織、行政、生産者、実需者等が一体となって、地域毎に品種の特性を踏まえた栽培技術の確立を図りつつ、その普及を推進するとともに、実需者等による実用規模での製粉・加工適性等の評価を実施する。

(ウ) 担い手を中心とした効率的な生産体制の整備

① 産地協議会において、産地ごとに、麦を含めた土地利用型作物を一体として捉えた生産性向上・担い手育成等の目標を明確化するとともに、その達成に向け、農地流動化部局との連携の下、担い手への農地・作業の集積の強化等に向けた取組を支援する。

② 大区画ほ場の整備や排水条件の整備等の土地基盤整備や汎用コンバイン、大規模乾燥調製施設等の機械・施設の整備を推進する。

(エ) 需要に即した良品質麦の生産の推進

① 需要と生産のミスマッチを解消し、需要に即した良品質麦の生産を推進するため、民間流通の仕組みをはじめとして麦対策のあり方について検討する。また、民間流通麦生産者の経営安定等を図るための「麦作経営安定資金」について、透明度の高い客観的なルールに基づく適切な運用を行うとともに、その銘柄区分に関し、市場評価を基本とし品質評価を加味する等の新基準を適用する。

② 麦共済に導入された災害時の品質低下に伴う収入減にも対応し得る災害収入共済方式の円滑な普及・定着を図る。

(オ) 麦の需要拡大

国産麦の需要の拡大を図るため、「地産地消」の視点に立って、消費者・実需者との連携による地場産麦を利用した加工品の開発・利用促進のための活動を推進する。また、総合的学習との連携・協力の下での体験ほ場の設置等を通じた地場産麦に対する消費者等の意識啓発等、地場産麦の需要拡大に向けた取組を図る。

ウ かんしょ・ばれいしょ

産地が策定した「ブランド・ニッポン」戦略に基づき、国産いも類の生産確保と安定的供給体制を確立するため、以下の施策を推進する。

(ア) かんしょ

① 需要の拡大を図るため、実需者との連携によるシンポジウムやイベント等の開催を通じて、かんしょの栄養性や機能性等を広く紹介する活動を展開するとともに、産地協議会の取組を強化し、実需者の意向を踏まえた栽培技術の改善等の取組に加え、学校や地域給食等への活用を促進する地産地消の取組を推進する。

② 低コスト化・省力化を図るため、担い手への作業集積や大規模生産組織等の育成、高性能収穫機械等の導入による機械化一貫体系の確立を推進するとともに、流通の多元化に対応した施設・機器の整備及び通い容器の導入等を進める。

- ③ 実需者ニーズに即した加工適性品種の育成・普及を図るため、試験研究機関における加工適性品種の育成・開発を進めるとともに、実需者と生産者との連携を図りつつ、栽培技術実証等を行い、産地単位での普及・定着を推進する。

(イ) ばれいしょ

- ① 国産需要の拡大を図るため、実需者との連携によるシンポジウムやイベント等の開催を通じて、簡単な調理法や新品種・新商品の特徴等を広く紹介する活動を展開するとともに、産地協議会の取組を強化し、実需者の意向を踏まえた栽培技術の改善等の取組に加え、学校や地域給食等への活用を促進する地産地消の取組を推進する。
- ② 低コスト化・省力化を図るため、他作物のとの作業競合回避技術の確立や高性能機械等の導入を進めるとともに、消費者・実需者ニーズや契約栽培の拡大等による流通の多元化に対応した集出荷貯蔵施設の整備、通い容器の導入等を進める。
- ③ 実需者ニーズに即した加工適性品種の育成・普及を図るため、実需者、試験研究機関等で構成する研究会において、栽培技術実証や加工適性評価等を行い、加工適性品種の育成・開発への取組を加速化するとともに、加工食品用産地の拡大・強化を進める。
- ④ 病虫害防除の徹底を図るため、病虫害抵抗性品種の導入や地域における病虫害の発生状況等を踏まえ、実証ほの設置等により対応技術の普及・励行を推進するとともに、土づくりや物理的防除等を通じて環境に配慮した病虫害防除の推進を図る。
- ⑤ 独立行政法人種苗管理センターにおいて、健全無病な優良種苗（原原種）の生産・配布を行う。

エ 大豆

実需者のニーズを踏まえて、品質や生産性の向上に取り組む生産者が報われ、実需者も希望してこれを求める状況を創出し、国産大豆生産の確保と農家経営の安定を図るため、以下の施策を推進する。

(ア) 担い手を中心とした効率的な生産体制の整備

- ① 集落の話し合いによる団地化の推進や農地の集積等により大規模農家・生産組織の育成を図る。
- ② 土地基盤の整備や地域の実態に応じた機械・施設の導入を図る。
- ③ 麦・大豆体系等による土地利用の高度化を推進するため、耕起・施肥・播種同時作業や効率的収穫作業など作期競合回避技術の確立を図る。
- ④ 広域集荷や共同選別等の推進による出荷ロットの大型化・均質化を図る。
- ⑤ 農地流動化部局との連携により、担い手への農地・作業の集積を進める。
- ⑥ 産地における品質分析結果に基づいた栽培技術指導の徹底を図る。

(イ) 実需者との連携強化等

- ① 生産者及び実需者で構成する「国産大豆協議会」における情報交換の緊密化を図るとともに、生産者団体が主催する「大豆の需給・価格情報に関する委員会」を通じた需給・価格情報の分析と生産者に対する的確な伝達、系統等の産地情報発信体制の整備等を

推進する。

- ② 生産者・実需者間の安定的な取引関係の構築に向け、市場開設者と売り手の完全分離や入札結果の公表等による入札取引の一層の透明化・適正化について適切な運用を図るとともに、相対取引・契約栽培の拡充等による取引形態の多様化を推進する。

(ウ) 実需者ニーズの生産者への的確な伝達とそれを踏まえた生産の推進

- ① 銘柄ごとの市場評価が生産者手取りに的確に反映されるよう、原則として事前に定める全銘柄共通の一定の単価を助成する大豆交付金制度の透明性の高い、客観的なルールに基づく適切な運用・関連対策の見直し等を図る。
- ② 併せて、価格低下が大豆作経営に与える影響を緩和するため、価格低下時に、その低下額の一定割合を生産者の拠出と国の助成により造成する資金から補てんする「大豆作経営安定対策」につき、透明性の高い、客観的なルールに基づく適切な運用を図る。
- ③ 災害時における経営安定を図るため、大豆共済の加入促進を図る。
- ④ 大豆交付金対象外大豆の流通を拡大するため、無農薬栽培大豆等高付加価値大豆の生産が可能な技術の確立を図る。

(エ) 実需者のニーズを踏まえた優良品種の育成・普及及び良品質大豆の安定生産のための技術の開発・普及

- ① 実需者や消費者のニーズに即した加工適正に優れる品種、高機能性・低アレルギー等新規形質品種等の開発を推進する。
- ② 試験研究を行う独立行政法人、実需者、生産者団体、行政等が一体となり、新品種の品質評価を実施する体制を構築し、新品種候補の品質評価を実施する。
- ③ 実需者ニーズに合った品種の導入や、地域ごとに作柄で変動しやすい大豆生産を安定化させる技術の確立・普及を図る。

(オ) 大豆の需要拡大

- ① 国産大豆協議会等を通じて、消費者に対し、大豆の機能の普及・啓発を図るとともに、「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」(以下「JAS法」という。)に基づく加工食品の品質表示基準の普及・啓発を図ることにより国産使用表示ルールの定着を進める。
- ② 「地産地消」の視点に立って、学校給食等への導入、農協等による地場加工への取組を推進するとともに、「総合的学習の時間」との連携・協力の下で栽培体験ほ場の設置、加工体験教室の開催等を図る。

オ 野菜

近年、野菜の輸入が増加する中で、国際競争に対応しつつ、消費者や実需者に選好される品質・価格の国産野菜の安定的な供給体制を確立することが急務となっている。

このため、以下のような施策等を講じ、野菜の生産・流通両面にわたる構造改革対策を推進する。

(ア) 新技術等による生産コストの低減等

- ① 野菜の生産コストの低減等を図るため、ねぎ調製ロボット、低コスト耐候性ハウス等の普及や、重量野菜を中心とした機械化一貫体系の導入を推進する。
- ② 消費者ニーズに的確に対応するため、有機野菜、減農薬・減化学肥料野菜の栽培や地域特産品種の導入及び品質情報等の消費者への提供等を推進する。
- ③ 機械化が遅れている作業に係る機械の開発、省力化や高品質化のための品種育成や栽培技術の開発を推進する。

(イ) 多元的で効率的な流通システムの実現

- ① 野菜流通の効率化を推進するため、通いコンテナの普及、ばら流通の促進等を図る。
- ② 契約取引を推進するため、生産者と実需者の仲介を行うコーディネーターの育成等を行う。
- ③ 実需者等への周年安定供給を図るため、産地間の連携によるリレー出荷体制の整備、物流拠点の整備等を推進する。
- ④ 野菜の需要動向に応じた的確な生産を支援するため、野菜に関する需給動向を一元的に収集・整理し、インターネットを通じて提供するシステムを整備する。

カ 果樹

平成12年度に策定された「果樹農業振興基本方針」に即し、需要に見合った国内生産の確保と需給安定を図るため、以下の施策を推進する。

(ア) 国産果実の需要の維持・増大

「食生活指針」「健康日本 21」を踏まえ、果物のある食生活を定着させるために、科学的知見に基づく果実の健康機能性等の正しい情報を提供し果実の消費拡大に結びつけていく全国統一的な「毎日くだもの 200 g 運動」の更なる拡大を図るため、全国段階での取組に加え、県の生産出荷団体等関係者が戦略的に消費者への正確な情報提供等を実施するとともに、若年者層で進む果物離れを踏まえ、食育の一環として果物の美味しさ、健康機能性等の知識を生徒・児童に啓発するため、学校給食関係者とも連携し、学校給食への地場産果物利用を図る県段階における取組「県版くだもの 200 g 運動」を推進する。

(イ) 需要動向に即した国内生産の維持・確立

うんしゅうみかん及びりんごについて、需給調整対策の強化を図るとともに、このような取組が行われた場合においても、なお価格が大きく変動したときに、育成すべき果樹経営者の経営安定を図るための果樹経営安定対策を、2年間の運用状況を踏まえて推進する。

(ウ) 消費者ニーズに対応した果実の生産体制の整備

高品質・均質、少量多品目、安全・安心、手頃な価格など、果実に対する消費者ニーズを踏まえ、これらに的確に対応し得る果実生産出荷体制の整備、消費者から信頼される果樹産地の育成を図るため、以下の施策を推進する。

- ① 園地の条件、農業者の栽培管理の実態及び選果段階で測定される果実品質等を総合的に分析し、一層の高品質化に向けた栽培管理技術を処方する高度品質管理の導入・実践、消費者に対する産地情報の提供、消費者のニーズや評価に即した品目・品種の導入等

より、「ブランド・ニッポン」果実の生産・供給体制整備を推進する。

- ② 樹園地の特性を踏まえた園地の再編・整備、地域の園地基盤整備水準に応じた機械化体系及び省力栽培技術の導入等により、低コスト省力的な果実生産体制の整備を推進するとともに、IT技術を活用した新たな流通形態の構築、冷温高湿貯蔵技術の実証等を推進する。

キ 畜産物

基本計画の実現に向け、「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」「家畜改良増殖目標」「飼料増産推進計画」等に即して施策を的確に実施する。

- (ア) 牛肉の輸入等需給事情の変化に対処するため、「肉用子牛生産安定等特別措置法」に基づき、牛肉等の関税収入等を財源とした肉用子牛等対策を引き続き実施する。

- ① 肉用子牛生産の安定を図るための肉用子牛生産者補給交付金等の交付、指定食肉の価格安定を図るための買入れ・調整保管の実施、畜産の振興に資するための指定助成対象事業に対する助成等に充てるための交付金を農畜産業振興事業団（独立行政法人農畜産業振興機構）に対して交付する。

- ② 肉用牛生産の合理化、食肉等の流通の合理化その他食肉等に係る畜産の振興に資する施策を実施する。

- (イ) 効率的で生産性の高い畜産経営を育成する観点から、経営感覚に優れた意欲ある農業者等の自主的な創意工夫を生かしつつ、地域の特性に即し、生産から流通・消費に至る地域の畜産振興を図るため、以下をはじめとする「畜産振興総合対策事業」を実施する。

- ① 地域の核となる協業法人経営体の育成、農協等や協業法人経営体による離農跡地及び後継者不在農家における施設等の条件整備、新規就農促進を引き続き推進するとともに、酪農経営における哺育育成部門の外部化を新たに推進する。

- ② 酪農ヘルパー、肉用牛ヘルパー等の支援組織の積極的活用の推進、既存の支援組織の統合により地域全体として効率的な作業受託を行う地域畜産支援センターの設置等に対する体制整備、高度な経営分析に基づく経営管理・生産技術の改善指導等を地域一体となって推進する。

- (ウ) 学校給食の場を通じて、児童・生徒の牛乳の飲用習慣の定着を図ることにより、牛乳の消費拡大に資するため、学校給食用牛乳供給事業に対して支援を行うとともに、飲用牛乳等における生乳の使用割合に係る表示等について普及・定着化を推進する。

- (エ) 独立行政法人家畜改良センターに対して、受精卵移植技術等新技术を活用した家畜等の改良増殖を推進するとともに、畜産新技术の実用化・研修、海外畜産技術協力の推進、飼料作物優良品種種子の安定供給、家畜改良増殖法に基づく種畜検査、家畜個体識別システムの運営等を行うため、運営交付金を交付する。

ク 甘味資源作物

甘味資源作物については、「甘味資源特別措置法」に基づく生産振興地域を対象として、省力・低コスト化、生産性及び品質の向上、効率的かつ安定的な経営体の育成等を図るため、客

観的なルールに基づく価格対策を講じるとともに、次の諸対策を実施する。

(ア) てん菜

省力・低コスト化を可能とする直播栽培技術の確立や高性能農業機械の導入を進めるとともに、高品質安定生産体制を整備するため、①高糖・多収性品種の育成・普及、②土層改良、暗きょ排水等の湿害対策や機械の作業効率改善のための土地基盤整備、③共同利用施設や高性能農業機械の整備等による共同作業体制の整備等を実施する。

(イ) さとうきび

- ① 省力・低コスト生産体制を整備するため、機械化一貫体系の確立に向けたハーベスター等の高性能農業機械や集中脱葉施設等の整備を図るとともに、担い手農家への土地利用集積や農作業受委託の推進に努める。
- ② 高品質で安定的な生産を可能とするため、優良種苗の生産・普及の加速化・効率化に寄与する新種苗増殖技術による低コスト種苗生産の実用化を図るほか、高糖・多収性品種の育成・普及、畑地かんがい施設等の土地基盤整備に向けた取組を推進する。
- ③ 独立行政法人種苗管理センターにおいて、健全無病な優良種苗(原原種)の生産・配布を行う。

ケ 茶

産地が策定した「ブランド・ニッポン」戦略に基づき、各産地の特色を活かした茶産地の育成を支援するとともに、需要の動向に応じつつ、計画的生産の推進、品種構成の適正化の推進、基盤整備の推進及び立地条件に即した機械化体系の導入による低コスト化の推進、高性能製茶機械や新技術の導入による高品質安定生産体制の整備や環境負荷軽減対策の推進を図る。

コ 飼料作物

飼料自給率の向上、生産コストの低減と経営の安定化等を図るためには飼料作物の生産が重要であるが、近年飼料作物作付面積が横ばい傾向にあること等から飼料作物生産量は伸び悩んでいる。このため、飼料作物作付面積の拡大に向け、水田における飼料生産を強力に推進する等の以下の施策を実施する。

(ア) 「飼料増産推進計画」等の達成に向け、関係者が一体となった飼料増産運動の展開を図るため、既耕地等の農地利用集積等を通じた自給飼料基盤の強化、飼料生産の組織化・外部化、水田における稲発酵粗飼料等の作付拡大、輸入稲わらから国産稲わらへの転換、日本型放牧システムの確立等を推進し、飼料増産のための総合的な条件整備を実施するとともに、「ブランド・ニッポン」畜産物の供給を目指し、地域の状況を踏まえた粗飼料多給型の安全・安心な畜産物生産体制の構築、青刈りとうもろこし等の省力的な収穫利用体系の確立、土地利用の高度化等に向けた技術・営農実証等の取組を支援する。

(イ) 飼料基盤に立脚した大家畜経営の安定的発展のため、担い手への草地基盤の利用集積、草地の管理機械の大型化への対応、中山間地域における未利用地等の畜産的利用を推進し、草地等の生産基盤の整備を実施する。

サ 花き

近年の花き需要の横ばい、業務用から生活用への需要のシフト、輸入量の増加等の状況を踏まえ、「花き産業振興方針」に即した以下の施策を推進する。

(ア) 多様で個性豊かな花きの開発・普及の推進

産地独自品種の育成や優良種苗の供給体制の整備等により、地域の特性を活かした花きの開発・普及を推進する。

(イ) 生産・流通の合理化の推進

① コールドチェーン体制の整備等の推進、生産性の高い栽培技術や鮮度保持技術等の導入により、バケット低温流通の普及・定着を図り、高鮮度で日持ちの良い切り花を中心とした「ブランド・ニッポン」花きの生産供給体制の確立を推進する。

② 作業の自動化・共同化、先端技術・新品種導入等により、低コスト花きの周年供給体制の確立を推進する。

③ 多様な消費者ニーズに対応した特色のある供給体制（多品目少量生産、独自品種による産地化、加工による高付加価値化等）の確立を推進する。

(ウ) 生活に密着した花きの需要拡大

潤いと安らぎのある生活の実現のため、花きの普及、交流活動等を行うとともに、日持ちの良い切花供給を推進するため、日持ち保証システムの検討を行う。

シ その他地域特産物等

こんにゃくいも、そば、蒟をはじめとする地域特産物や雑豆等については、産地が策定した「ブランド・ニッポン」戦略に基づき、品質や加工度の向上等による新たな付加価値の創出、機能性に着目した新規用途開拓、新技術・新品種の導入等により、産地の特色を活かした農産物供給体制の確立を図るとともに、機械化・省力作業体系の導入、契約栽培の推進等によって生産・流通を通じた高コスト構造の是正を推進する。また、ブランド・ニッポン農産物供給体制の確立を支援するために必要な情報提供等を行う体制を整備する。

特に、いぐさ・畳表については、輸入品との徹底した差別化を図ることを基本に産地の構造改革を推進することとし、高品質畳表の生産に重点を移し、生産から流通・消費にわたる各種取組を行う。

3 食料の需給に関する動向把握と情報提供

農業者・食品産業従事者をはじめとした実需者等の高度化・多様化する国民のニーズに応じられるよう、食料需給動向の把握と見通しに関する的確な情報の提供及び国民に対する食料自給率や食料消費・農業生産等の動向に関するわかりやすい情報の提供を実施する。

(1) 食料の需給見通しの作成

農業者等による農産物の生産、出荷等に関する合理的な計画の樹立、ひいては農業経営の安定に資することを目的とした、国内外の農産物の需給・価格の見通しに関する情報提供に加え、

高度化・多様化する国民のニーズに応じた国内農業生産の推進に資するため、「食料需給見通し」を作成・公表する。

(2) 食料自給率レポートの作成

食料自給率及びその構成要素である食料消費・農業生産等の動向を検証し、現状を国民に分かりやすく情報提供するとともに、食料自給率目標の達成に向けた関係者の取組を促進するため、「食料自給率レポート」を作成・公表する。

Ⅱ 食料の安定供給の確保に関する施策

1 食料消費に関する施策の充実

(1) 食品の安全性・品質確保対策の充実

農畜水産物の生産から消費に至る各段階において、トレーサビリティの導入、農薬等の農業生産資材の適正な使用の確保、食品製造業等におけるHACCP（危害分析重要管理点）手法の導入、高度な衛生管理手法を取り入れた食肉センター等の整備、新技術の開発等を推進する。

また、消費者に軸足を置き、対話と相互理解に基づくリスク管理を徹底するため、安全な食品提供の前提となる食品のリスクに関する徹底的な調査を実施するとともに、消費者をはじめとする利害関係者との間で、リスクに関する情報を共有し、相互に意見交換を行うリスクコミュニケーション対策の強化を図る。

ア 生産から流通に至る各段階の取組

(ア) トレーサビリティシステムの導入

生産・加工・流通等のフードチェーンの各段階で食品とその情報が追跡が可能となるよう、牛肉のトレーサビリティシステムを導入するために必要な体制整備と青果物等その他の品目への導入を推進する。（特集1－（2）－ア参照）

(イ) 生産段階の取組

農畜水産物の生産段階において、農薬等生産資材の適正使用の確保、HACCP手法の考え方に基づく生産ガイドライン策定を推進する。

① 農薬安全使用基準を策定し、遵守指導等を通じて、農薬の安全かつ適正な使用の確保を図る。

（特集1－（4）－（イ）－①・②参照）

② 野菜については、生鮮野菜の病原性微生物汚染を防ぐ高度な衛生管理技術及び野菜中の硝酸塩の低減技術の普及等を推進する。

（特集1－（3）－イー（イ）－⑤参照）

③ 家畜伝染病に対するサーベイランスや防疫体制を強化するとともに、HACCP手法を用いた家畜の衛生的な飼養管理技術等の導入を推進する。

（特集1－（3）－アー（イ）－⑩参照）

(ウ) 製造段階の取組

食品製造業におけるHACCP手法等の高度な衛生・品質管理手法の導入の促進を図る。

(特集1-(2)-イ-(イ)-①参照)

(エ) 流通段階の取組

高度な衛生管理手法を取り入れた食肉センターやHACCP手法に対応した水産物処理加工施設の整備等を推進し、流通段階における品質管理や衛生水準の向上を図る。

さらに、国産野菜の安全性の確保に務めるため、流通関係者、消費者団体等による残留農薬の簡易分析システムの導入等を支援する。

(特集1-(3)-イ-(イ)-⑨参照)

イ 農畜水産物の安全性確認

国産農畜水産物の農薬等の安全使用についての、生産者に対する巡回点検指導を実施するとともに、残留農薬等に関する調査・分析体制の整備等を行う。

(特集1-(4)-イ-(イ)参照)

また、産地出荷段階における米麦の残留農薬に関する調査を引き続き実施する。

(特集1-(3)-イ-(イ)-⑥参照)

政府が輸入する外国産米・麦については、引き続き残留農薬等の分析を行い、安全性確保に万全を期する。

ウ リスクコミュニケーションの推進

食のリスクに関する徹底的な調査を実施するとともに、リスクコミュニケーション対策の強化を図る。

(特集1-(3)-ア参照)

エ 個別ハザード対策の推進

総合的な個別ハザード対策(麦類のカビ毒・食品のカドミウム・魚介類のダイオキシン類等)を推進するため、リスクコミュニケーションに努める。

(特集1-(3)-ア-(イ)参照)

オ BSE対策の推進

BSEの発生を受け、消費者に安全・安心な畜産物を供給する観点から、個体識別システムの活用、食肉流通施設の整備等の対策を着実に推進する。

(特集1-(3)-イ-(イ)-⑧参照)

カ 飼料の安全確保

(特集1-(1)-ア-(イ)-⑥参照)

(2) 食品の表示・規格対策の充実・強化

ア 不正を見逃さない監視体制の整備

平成14年1月以降、不正表示事件が続発したことを踏まえ、JAS法を厳正に運用するとともに、不正を許さない表示の監視体制の強化、食品表示制度の積極的な普及啓発に取り組み

食品表示の適正化を強力に推進する。(特集1-(5)-ア参照)

イ 分かりやすく信頼される表示制度の実現

食品の表示制度に関する懇談会の中間取りまとめ等を踏まえ、JAS法に関する調査会と食品衛生法に関する審議会の共同会議において食品の表示に関する基準全般について調査審議する等の取組を行う。また、有機食品の検査認証制度、特別栽培農産物新表示ガイドライン等の適正な運用や普及・啓発を通じ、消費者等にとって分かりやすく信頼される食品表示の実現を目指す。(特集1-(5)-イ参照)

ウ JAS規格の見直し

JAS規格が食品等の生産や消費の実態から乖離したものとならないよう、国際的な規格の動向を踏まえつつ、5年ごとにすべての規格について見直しを行う。

エ 食品生産行程履歴のJAS規格化

食肉(牛肉)の生産行程履歴JAS規格を制定する。

(特集1-(2)-ア-イ-④参照)

2 食品産業の健全な発展

食品産業が食料の供給において果たす役割の重要性にかんがみ、その健全な発展を図るため、食品産業の事業基盤の強化を図るとともに、農業と食品産業の連携を推進、環境への負荷の低減及び資源の有効利用のための環境対策の総合的な推進を図る。また、卸売市場の機能・連携強化を図るとともに、食品小売業の活性化等を進め、食品流通の効率化を推進する。

(1) 食品産業の事業基盤の強化

中小企業が多く経営基盤が比較的弱いことから、食品産業が食料の供給において果たす役割が十分に発揮されるよう、技術力の向上の促進、中小企業への支援措置の活用等により、その経営体質強化を図る。

ア 製造段階における技術開発の支援

食品産業が抱える諸問題に対応するため、食の安全・安心を求めるニーズへの対応、高品質な食品等を求めるニーズへの対応、環境と調和した循環型経済社会の構築への対応、農業との連携推進への対応、持続的な発展の基盤となる競争力強化への対応等の技術開発目標の具体化に向けた支援等を実施する。

(特集1-(2)-イ-②・③、1-(6)-ア-イ-④、3-(3)-イ-①・②
3-(3)-ウ-①参照))

イ 特定農産加工業の経営改善に対する支援

ウルグアイ・ラウンド農業合意による関税化等に伴い、製品輸入が増加している状況に対処し、特定農産加工業者の経営改善を図るため、「特定農産加工業経営改善臨時措置法」に基づく金融・税制上の支援措置を実施する。

ウ 中小企業支援等業種横断的施策の促進

- (ア) 食料消費の変化等食品産業を取り巻く環境の変化に対応し、食品産業の経営基盤の強化を図るため、食品産業の構造転換の方向及び対応策の検討を行う。
- (イ) 食品の安定供給、農林水産関連企業の体質強化等を図るため、農林漁業金融公庫等政府系金融機関から、食品工業団地の形成、基礎素材型食品産業の基盤強化、食品流通近代化施設の整備、新規事業育成、農村地域工業等導入促進、新規用途事業等導入促進、水産加工業の振興等に必要な長期・低利の資金の貸付けを実施する。
- (ウ) 農林水産関連企業における中核的事業の拡充、事業革新等の事業再構築による事業再編、産業再編を支援するため、「産業活力再生特別措置法」に基づく金融・税制上の支援措置を実施する。
- (エ) 農林水産関連中小企業の経営革新を支援するため、「中小企業経営革新支援法」に基づく金融・税制上の支援措置を実施するほか、「中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法」、「新事業創出促進法」に基づき、中小企業等の創業及び研究開発等を支援する。
- (オ) 「中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律」の趣旨を踏まえ、農林水産関連中小企業に係る分野調整問題について指導等を行う。
- (カ) 「労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法」に基づき、労働時間の短縮の円滑な推進を図る。
- (キ) 食品工業団地の形成の促進等により、食品工業の立地の適正化等を推進する。
- (ク) 健康志向型新食品・食品新素材の市場を確立するための国内外情報等の調査・検討、食品産業・消費者への情報提供を行う。

エ 外食産業の振興

- (ア) 外食事業者からの国産食材の利用・調達に関するニーズの発信、外食店における消費者への食材の情報（栽培方法、産地等）の提供とともに外食事業者が求める国産食材について、一次加工等を効率的かつ効果的に産地で行うことを支援し、外食産業における国産食材の一層の利用等を推進する。
- (イ) 外食産業において、飲食店等の食品廃棄物から製造される肥料等の特性と効果的利用方法を把握するための検討会や、消費者リサイクル意識を向上させるための外食事業者の活動を支援するとともに、外食事業者のほか関係者との情報交換を行うための体制整備を支援する。
- (ウ) 外食事業者が国産食材の安定的仕向け先として継続しうる仕組みを明らかにする調査を実施するとともに、地場料理店等における地域色豊かな食品の利用拡大に向けた支援を行う。

(2) 食品産業と国内農業との連携強化

- (ア) 食品産業の役割・機能強化を図るため、新たな需要創出や「ブランド・ニッポン」農産物等の生産に取り組む地域農業との連携による「ブランド・ニッポン」食品の製品化・事業化を促進する。（特集 1－(2)－イー(イ)－③～⑥参照）

(イ)食品産業と農業との連携強化に向け、食品製造業又は食品販売業と農業との連携を推進するため、「食品流通構造改善促進法」に基づく所要の税制・金融措置を実施する。

(3) 食品流通の効率化と活性化

生鮮食料品等の流通拠点である卸売市場については、産地の大型化、流通の多元化、食品の安全性に対する社会的関心の増大等に対応し、卸売市場の機能及び体制の改善・強化を図るため、卸売市場整備基本方針等に基づき、卸売市場施設の整備、市場関係事業者の経営体質の強化、公正かつ効率的な取引の確保等を推進する。

また、生鮮食料品等の取引の電子化、集出荷・流通システムの整備、店舗の近代化等により、食品流通の効率化を推進する。

ア 卸売市場の機能・連携強化等

市場流通の効率化・高度化を図るため、中核的な中央卸売市場の再整備を行うとともに、食品の品質・安全性の確保に資する機能強化等を総合的に実施する。

(特集1-(6)-イー(イ)-②参照)

イ 食品小売業の活性化

(ア) 食品流通を取り巻く諸情勢の変化に対応していくために、必要な知識・技術等の教育・指導・普及及び食品小売の定点観測調査等を実施するとともに、食品流通構造改善促進法に基づく構造改善事業を一層推進することにより、食品専門小売等の構造改善を推進する。

(イ) 食品販売業者等が生産者・卸売業者等と連携して行う共同配送、商品開発等の共同の取組等について支援する。

(ウ) 食品流通構造改善促進法に基づく構造改善事業に対する農林漁業金融公庫等を通じた長期低利の資金の融通を実施する。

ウ 食品流通の効率化

取引コストの削減等を推進するため、EDIを活用した取引の効率化に関するシステムやITを活用したロジスティックシステムの導入、卸売市場間を結ぶネットワークシステムの構築等を総合的に実施する。(特集1-(6)-イー(イ)-①参照)

(4) 環境問題への積極的対応

食品産業等の事業活動に伴う環境への負荷の低減や資源の有効利用を図るため、食品廃棄物等の発生の抑制、肥料及び飼料等へのリサイクル等の促進、容器包装廃棄物のリサイクルの促進など、食品産業における環境問題に対する積極的対応を促進する。

ア 食品リサイクルを通じた循環型経済社会システムの構築

環境負荷の少ない、循環を基調とした経済社会システムを構築するため、平成13年5月に施行された「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(食品リサイクル法)」に基づき、食品事業者等による食品廃棄物等の発生の抑制、リサイクルの実施を促進する。

(ア) 食品廃棄物等の発生抑制、再生利用、減量を促進するため、食品リサイクル法に関する

セミナーの開催、パンフレットの作成・配布等により、国民のリサイクル意識を高めるとともに、食品リサイクル法の円滑な実施を確保するため、食品関連事業者のリストの作成及び再生利用等の推進状況の調査を行う。

- (イ) 先進的・モデル的な食品リサイクル施設の整備に対して支援を行い、リサイクルの成果の実証・波及を図るとともに、食品リサイクルの優れた取組事例等に関する普及啓発等を実施する。
- (ウ) 食品廃棄物の分別や運搬・回収技術、高度再生・変換利用技術など食品の資源循環システム構築に必要な技術の開発を支援する。
- (エ) 家庭から発生する廃食用油の不適正な処理により海・湖沼等を汚染しないよう効率的な回収システムを構築するとともに、消費者に対し食用油の適切な利用法等を普及啓発する。
- (オ) 外食産業において、飲食店等の食品廃棄物から製造される肥料等の特性と効果的利用方法を把握するための検討会や、消費者リサイクル意識を向上させるための外食事業者の活動を支援するとともに、外食事業者のほか関係者との情報交換を行うための体制整備を支援する。

イ 容器包装リサイクル促進対策

- (ア) 容器包装廃棄物の減量及び資源の有効な利用の確保を目的とする容器包装リサイクル法において、対象事業者が大幅に増加している中、制度の公平性・透明性を確保するため、特定事業者情報を整備する等、再商品化義務がありながら、その義務を果たさない事業者（フリーライダー）に対する義務履行の促進等の対策を実施する。
- (イ) 容器包装リサイクル制度及び資源有効利用促進法に基づく識別表示（消費者が分別排出する際に容易に判断するためのマーク）について一層の促進を図るため、セミナーの開催等による普及啓発活動に対する支援を行う。また、特定事業者による再商品化義務量算定のため、主務大臣が毎年度定めることとなっている量・比率を定めるための基礎となる容器包装の利用・製造等の実態調査を実施する。

ウ その他環境対策の総合的推進

- (ア) 公害防止等を確保するための情報提供、並びに公害防止管理者等認定 講習会の開催、また、産業廃棄物の適正な処理等を確保するための産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度導入の普及啓発を行う。
- (イ) 地球温暖化対策を推進するため、食品産業におけるCO₂等の排出抑制等環境自主行動計画のフォローアップを行うとともに、オゾン層保護対策を推進するため、業務用冷凍空調機からの特定フロン回収等を促進する。

3 農産物の輸出入に関する施策

(1) 農産物の安定的な輸入の確保

- (ア) 輸入の増加による国内の農林水産業に対する影響を監視するため、必要な情報を常時収集する。なお、農産物の輸入の増加によってこれと競合関係にある農産物の生産に重大な

損害を与え、または与えるおそれがある場合において緊急に必要なときは、セーフガードの発動その他必要な施策を実施する。

(イ) 小麦・大麦の輸出国との安定的な貿易関係の形成、緊密な情報交換等に努める。

(2) 国産農産物等の輸出の促進に対する支援

(ア) 我が国農産物や日本食品の主要輸出先国の市場動向や輸入関係諸制度に係る情報を収集するとともに、それらの情報を地方農政局等を通じて輸出関係団体や企業に提供する。

(イ) 海外の見本市等において日本食品のPR活動を展開するとともに、食品加工業等の国内地場産業の輸出を支援するための国際化推進セミナーを開催する。

(3) 二国間及び地域間の経済連携をめぐる動きへの対応

自由貿易協定等の経済連携については、食料安全保障の重視をはじめとする我が国の立場について相手国から十分な理解を求め、我が国農林水産業における構造改革の努力に悪影響を与えないよう留意しつつ進めていくことが必要である。このため、メキシコとの経済連携強化のための政府間協定交渉、日韓FTA産官学共同研究会、日アセアン包括的経済連携のための委員会、日タイ経済連携作業部会及び日フィリピン経済連携作業部会等各国・地域との経済連携の取組については、外務、財務、経済産業各省とともに農林水産省も共同議長省となって積極的に参画していく。

(4) 特惠関税措置の拡充

近年、国連や先進国サミット等において開発途上国への支援が重要課題として取り上げられていることを踏まえ、平成15年度関税改正において、特惠対象となる農水産物を追加するとともに、既存の一般特惠対象農産物の一部の特惠税率を引き下げる。

(5) 適切な備蓄の実施

ア 米

政府備蓄の運営については、「備蓄運営研究会報告」（平成13年12月）において、適正水準を6月末100万トン程度に引き下げ、売渡しについて入札取引等により健全化措置を図ることとしているところであるが、更に「米政策改革大綱」に基づいて、市場シグナルが反映され、生産現場における需要に見合った売れる米づくりを促進するため、16年産（P）から入札方式の下で買い入れるシステムに改めることとしている。

イ 麦

食糧用麦の備蓄については、通常の需給操作と不測の事態における対応ができるよう現行の在庫保有水準（外国産食糧用小麦需要量の2.6カ月相当分）を基本として、在庫保有の官民分担関係の適正化、在庫水準の弾力的運用を図りつつ、適正かつ効率的な運営を実施する。

ウ 大豆

大豆の国際需給の変動等に対応し、その安定的な供給を確保するため、より一層の効率化を図りながら5万トンの備蓄を基本とする大豆備蓄事業を実施し、社団法人大豆供給安定協会において食品用大豆の備蓄（平成15年度4.9万トン）を実施する。

エ 飼料穀物

飼料穀物の備蓄については、近年、配合飼料主原料であるとうもろこし・こうりゃんの需要量が減少傾向で推移していること等を踏まえて備蓄水準を見直すこととし、当面、とうもろこし・こうりゃんについては、平成15年当初に15万トン削減して65万トンの備蓄を実施する。

また、飼料用大麦については、ミニマム・アクセス米と合わせて35万トンの備蓄を実施する。

(6) 動物検疫及び植物検疫対策の推進

ア 動物検疫

家畜伝染病予防法に基づき、海外から輸入される動物・畜産物等を介して口蹄疫及び牛海綿状脳症（BSE）等の伝染性疾病が国内に侵入することを防止するとともに、海外に輸出される動物・畜産物等を介して家畜の伝染性疾病が海外に広がらないようにするため、輸出入動畜産物の検査の高度化、海外情報の収集、分析、提供等の体制を引き続き強化する。

（特集1－(3)－ア－(イ)－⑧参照）

イ 植物検疫

植物防疫法に基づき、海外からの病虫害の侵入とそのまん延を防止するとともに、海外に輸出される農産物が輸出相手国の検疫条件を満たすよう、植物検疫体制を引き続き強化する。

（特集1－(3)－ア－(イ)－⑧参照）

4 不測時における食料安全保障

食料供給に影響を及ぼすおそれのある不測の事態に的確に対処するため、不測時の食料安全保障マニュアルに基づく対策の具体的な実施手順等の更新、国内外の食料需給動向に関する情報の収集・分析・発信のための体制強化等を実施する。

(1) 不測の事態において実施すべき施策の整備

不測時においても食料の供給を確保するため、事態の深刻さのレベルに応じて実施していくこととなる食料の増産や流通の制限等の対策（米・麦の緊急増産や熱量効率の高い作物への生産転換、価格・流通の安定のための行政的・法的措置等）の具体的な実施手順等について、適宜更新を行う。

(2) 食料安全保障上重要な品目の需給動向の分析・公表

我が国の食料安全保障上重要と考えられる米、小麦、大豆、とうもろこし等について、平素から国内外の需給動向に関する情報を収集し、我が国における供給量が安定的に確保されるか

どうかを分析・公表する。また、不測時に備えるため、情報の収集・分析・発信のための体制のさらなる充実・強化に努める。

5 国際協力の推進

世界の食料需給の将来にわたる安定に資するため、開発途上地域における農業及び農村の振興に関する技術協力及び資金協力を推進するとともに、これらの地域に対する食料援助を行うなど、国際協力の推進に努める。

さらに、ODA（政府開発援助）については、我が国の外交政策や国益に関する重要な政策との連携を図ることが重要である。その一環として、WTO農業交渉等における我が国の主張を開発途上国を中心とした国際社会に浸透させ、我が国に対する理解及び支持の促進に資するとの観点も踏まえつつ効果的・効率的な活用に努める。

(1) 食料・農業分野における技術・資金協力

(ア) 現在我が国の主要被援助国を対象として順次策定が進められている「国別援助計画」を策定する際には、当該国の開発ニーズを総合的に検討する中で、食料・農業分野の国際協力の在り方等についても十分検討する。

(イ) 開発途上国の食料増産等に向けての自助努力を積極的に支援するため、開発途上国からの要請に応じ、JICA（国際協力事業団）を通じて専門家の派遣、機材供与、研修員の受入れ、これらを柔軟に組み合わせて行う技術協力プロジェクトなど、海外農業開発に関する調査並びに青年海外協力隊の派遣等を行うとともに、民間企業等が行う海外農業開発を促進するための資金の貸付け及び技術指導を促進するほか、専門家の養成・確保を図る。

また、緑資源公団を通じて、JICAが実施する地域農民参加型の村づくりに係る技術協力等に必要な海外農業・農村開発に関する情報の収集・整備を実施する。

(ウ) 開発途上国の農業・農村開発、食料増産等のために、円借款の供与、一般・水産無償資金協力、食糧援助規約に基づく食糧援助（K-R）及び食糧増産援助（2-K-R）などを行うほか、FAO（国際連合食糧農業機関）及びWFP（世界食糧計画）等の国際機関を通じて協力をを行う。

(エ) 開発途上国の荒廃しつつある農地、草地、森林等の回復・持続的な開発に積極的に取り組むとともに、途上国における農業の多面的機能の普及を推進する。

① 開発途上国の持続可能な開発へ貢献するため、農業の多面的機能に配慮した政策立案のためのガイドラインを策定するとともに、その普及のために開発途上国の政策立案者、NGO等を対象としたシンポジウムの開催等を実施する。

② 国際獣疫事務局（OIE）が行う、アジア太平洋地域諸国に対する牛海綿状脳症の予防・防疫対策、診断・研究に関する研修などについて、その開催のための協力をを行う。

(オ) FAOに対し準専門家等を引き続き派遣するとともに、CGIAR（国際農業研究協議グループ）傘下の研究機関等との共同研究やアジア生産性機構（APO）が行う農業生産性の向上に関するセミナーの開催等に対する協力を引き続き推進する。

(2) 国際的な食料の安定供給の確保に向けた支援策の強化

- (ア) 近年の不安定な国際穀物需給状況の下で、既存の援助スキームでは対応できない大規模な緊急食糧支援ニーズに円滑に対処するため、緊急食糧支援事業により、社団法人国際農業交流・食糧支援基金に緊急支援用として政府保有米を備蓄するとともに、緊急食糧支援の実施に伴う財政負担を平準化するための資金造成を引き続き行う。
- (イ) 東アジア地域における食料安全保障強化の観点に立った、東アジア米備蓄システムの形成に向けたパイロット・プロジェクトに対し、国際備蓄構想を実現するための具体的取組みの第一歩として、積極的に貢献する。

Ⅲ 農業の持続的な発展に関する施策

1 望ましい農業構造の確立

(1) 認定農業者等意欲ある担い手の育成・確保

ア 認定農業者等の経営改善に向けた支援の強化

(特集2-(1)-イ-(イ)-③参照)

イ 認定農業者等意欲ある担い手に対する制度資金の融通

(特集2-(1)-イ-(イ)-⑨参照)

(2) 経営構造対策等の推進

ア 経営構造対策の推進（経営構造対策推進事業、経営構造対策事業）

(特集2-(1)-イ-(イ)-⑤参照)

イ アグリ・チャレンジャーの支援（アグリ・チャレンジャー支援事業）

(特集2-(1)-イ-(イ)-⑥参照)

ウ 地域農産物の販路開拓及び地域農産物の高付加価値化等の推進（販路開拓緊急対策事業）

(特集2-(1)-イ-(イ)-⑦参照)

2 専ら農業を営む者等による農業経営の展開

(1) 家族農業経営の活性化

(特集2-(1)-イ-(イ)-③参照)

(2) 農業経営の法人化の推進

ア 農業経営の法人化等に対する総合的な支援

(特集 2-(1)-イ-(イ)-②参照)

イ 農地法制の見直し

(特集 2-(1)-ウ-(イ)-②参照)

(3) 農業者年金制度の適切な運用

「独立行政法人農業者年金基金法」に基づき独立行政法人化された農業者年金基金において、所要の年金給付等を行う。具体的には、農業者の老齢について必要な年金等の給付の事業を行うことにより、国民年金の給付と相まって農業者の老後生活の安定及び福祉の向上を図るとともに、担い手の確保に資するため、認定農業者等に対して保険料の負担軽減を図り、その者の経営継承後の所得の安定を図るため特例付加年金の給付に充てるべき積立金の助成を行う。

3 農地の確保及び有効利用

国民に対する食料の安定供給を確保するためには、農業生産の最も基礎的な資源である農地を優良な状態で確保していくことが極めて重要である。そのため、農業振興地域の整備に関する法律（以下「農振法」という。）及び農地法の適切な運用を通じ、農地として利用すべき土地の農業上の利用の確保を図る。

また、農地を効率的に利用していくため、農地保有合理化事業を活用し効率的安定的な農業経営を営む者に対する農地の利用集積を促進するとともに、耕作放棄地の解消を目指した施策を実施する。

(1) 農業振興地域制度の円滑な運用の推進

農振法に基づき策定された「農用地等の確保等に関する基本指針」で明らかにされた農用地区域内の農地の面積、農業振興地域の指定基準等、同指針の内容を更に周知徹底し、同指針を踏まえた都道府県による「農業振興地域整備基本方針」及び市町村による「農業振興地域整備計画」の改定を促進するとともに、地域の特性に応じた特別な農業上の用途の設定等の土地利用に関する市町村の主体的な取組を促進する。

また、法定化された農用地区域の設定・除外基準等を普及・定着させ、制度の円滑かつ適正な運用を推進する。

(2) 担い手への農地の利用集積の推進

効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の大部分を担う農業構造を実現し、食料自給率の向上及び生産振興に資するため、これら農業経営への農地の利用集積を推進する。

ア 総合的な農地利用集積対策の推進

(ア) 農地に係る流動化の情報を市町村単位で集約・整理し、農地集積を円滑に行い、農地の流動化を推進する。

(イ) 基盤整備等が実施された地区を対象に、地域農業者の合意の下に担い手への農地の面的

集積を促進するとともに、土地利用型作物の生産振興や農地の効率的利用に資する農地の利用調整の支援を行う。

- (ウ) 基盤整備等が実施された地区において、地域農業者の合意の下に農地利用に関するプランを作成し、担い手への農地の利用集積を加速化する。
 - (エ) 認定農業者から利用権の設定等を受けたい旨の申し出があった場合に、農業委員会が利用調整活動等を行い、認定農業者への農地の利用集積を加速化する。
- (特集 2 - (1) - イ - (イ) - ⑧ 参照)

イ 農地利用集積に資する支援策の充実

- (ア) 大区画圃場整備等担い手の育成に資する基盤整備事業を推進するとともに、これらと一体的に無利子資金の貸付け及び促進費の交付等を実施する経営体育成促進事業を実施する。
- (イ) 担い手の育成に資する草地等の総合的な整備及び無利子資金の貸付けを行うとともに、連担化等を推進する担い手育成草地流動化促進事業を実施する。
- (ウ) 担い手への農地の利用集積等を事業実施地区の全国共通目標として設定し、担い手となる経営体の育成・確保に資する施設等を整備する経営構造対策事業を実施する。
- (エ) 土地改良区等において、農業水利等に関する情報の整備を行い、農家間の水利用調整等を実施することにより、農地の利用集積を支援する。
- (オ) 大規模な土地利用型農業経営に向けて経営規模の拡大を図る認定農業者に対し、農地取得に伴う初期負担の軽減のための支援を行う。

(3) 耕作放棄地の解消に向けた対策の実施

耕作放棄地については、その発生を抑制することが基本的に重要であり、農地の効率的な利用の促進を図る観点から、効率的かつ安定的な経営体への農地の利用集積、基盤整備事業の実施、中山間地域等における農業の生産条件の不利を補正するための中山間地域等直接支払制度の実施等を推進する。

また、耕作放棄地の解消等に向けた対策として、各種事業との連携を図りつつ、地域における遊休農地活用のための計画の策定、都市住民等によるボランティアの育成・支援等を実施するとともに、遊休農地の農業上の利用を促進するための簡易な土地条件の整備等を推進する。

4 農業生産の基盤の整備

(1) 地域の特性に応じた農業生産の基盤の整備

ア 水田地域における基盤整備

- (ア) 農業水利施設の長寿命化と機動的かつ効率的な更新整備の観点から、ストックマネジメントの導入による適切で効率的な農業水利施設の有効活用を図る。

(特集 1 - (6) - ア - (イ) - ⑦ 参照)

- ① 更新時期を迎えた基幹的農業水利施設について予防保全対策等の新たな技術を取り入

れた適切な維持保全による施設の長寿命化を図るとともに、施設毎の更新適期の判断に基づき機動的かつ効率的な更新整備を実施する。

② 農業用水の確保及び水利用の安定と合理化を図るとともに、水田の汎用化に資する観点から、ほ場条件の整備の前提である基幹かんがい排水施設の体系的な整備を推進する。

③ 農業水利施設の整備と併せて、農業水利施設を保全するための非農家も含めた支援体制を構築する基幹水利施設更新支援対策を推進する。

④ 水資源開発公団において、かんがい排水施設の整備を実施し、緊急に広域的かつ総合的な水資源の安定供給を図る。また、造成された施設の管理を実施する。

(イ) 既に整備された農地の高度利用に向けた機動的な整備に事業を重点化するとともに、基盤整備を契機とした経営体の育成を図る。(特集2-(1)-エ参照)

(ウ) 担い手への農地の利用集積を推進する大区画圃場整備、需要と価格に応じた作物生産を可能とする水田の汎用化を着実に推進するとともに、生産対策と連携しつつ、麦・大豆等の産地形成に向けて土地改良区等が行う活動を支援する。

(エ) 中山間地域等における地域特性に応じた生産性の高い農業経営を実現し、農業の振興を基幹とした地域の活性化を図るため、広域にわたる農地の整備を推進する。

(オ) 緑資源公団において、農用地及び土地改良施設の整備等を総合的に実施する。

イ 畑地・草地の総合整備

担い手農家の経営の改善、安定化を図るため、畑作振興のための基盤整備を推進する。

(特集1-(6)-ア-イ)-⑦参照)

(ア) 畑地帯における担い手農家の経営の改善、安定化を図るため、地域の営農形態、ニーズに応じて、必要となる畑地かんがい施設、農道及び区画整理等の整備を総合的に実施する。

(イ) 樹園地の再編等を通じた生産規模の拡大、機械化等による省力化、低コスト化、優良品種の導入に総合的に取り組んでいくため、園内作業機械の開発導入、改植・栽培転換の支援、耕作放棄地の有効活用対策等と連携し、きめ細かな樹園地の基盤整備を推進する。

(ウ) 畑作地帯において、基盤整備を契機とした産地の形成、強化を図るため、かんがい用水を活用した新たな営農形態への転換による野菜等畑作物の産地形成、樹園地の再編強化及び土づくり対策の強化に向けて土地改良区等が行う活動を支援する。

ウ 農産物物流の効率化を図るための農道整備

ほ場における高生産性農業の促進とともに、物流拠点ネットワークとのアクセスの改善による農産物物流の効率化を図るため、農道の整備を推進する。

(特集2-(1)-エ参照)

エ 飼料基盤の整備

(特集2-(1)-エ-イ)-④参照)

(2) 土地改良施設等の管理及び保全

ア 農地等に係る総合的な防災対策

ため池等の整備、湛水防除、地すべり対策、農地保全整備等の各種事業を実施し、農業生産の基盤に関する災害を防止する。

イ 土地改良施設の管理保全

国営造成施設のうち高度の公共性を有する施設について、国による管理や都道府県、市町村の管理に対する助成等を推進する。

また、土地改良施設の定期的な整備補修に加え、土地改良区の統合整備に資する整備補修を実施するとともに、災害以外の原因により施設の機能が損なわれる事故に対し、二次災害の防止や施設の早急な機能回復のための緊急補修工事を行う。

(3) 環境との調和に配慮した整備の推進

- (ア) 農村における生態系の保全、良好な景観形成、水質の保全などについて、国民の関心が高まっている中で、農業生産基盤の整備に際して、施設の構造や材料に計画上及び設計上の工夫を加えたり、工事施工面で工夫するなど、環境との調和に配慮した整備を進める。
- (イ) 農業水利施設の整備と併せて、環境保全型農業を指向している地域を含む一定の流域において、流域の水質保全に資するため、農業水利施設の更新と併せて自然の有する浄化機能を活用した水路等を一体的に整備する事業をモデル的に実施する。
- (ウ) 家畜排せつ物による公共用水域の水質汚濁防止に資するため、家畜排せつ物を農地に還元する肥培かんがい施設等の整備を推進する。
- (エ) 水質の保全、自然環境の保全等、環境との調和に配慮した農業生産基盤の整備手法の検討を行う。
- (オ) 事業の構想段階から、設計、事業実施段階まで通じた環境との調和への配慮のための技術手法の定着を図る。
- (カ) 諫早湾干拓事業については、「農と緑と水辺の空間」の実現の方向に沿って、潮受堤防内の事業地域を①「水域（水辺空間）」、②「現状保全区域（農と水辺をつなぐ遷移帯）」、③「畑地区域（農と緑の空間）」の3つにゾーニング（地帯区分）し、特性に応じた環境配慮対策を実施する。
- (キ) ふるさとで育まれてきた里地や棚田等の保全を図るため、地域条件に即した簡易な生産基盤整備等を実施する。（特集3-(4)-ア参照）
- (ク) 田園地域における地域住民・NPO等と連携した自然環境の保全・再生活動を推進する。（特集3-(4)-ア参照）

(4) 効率的な事業の実施

事業の実施に当たっては、その効率性及び透明性の一層の向上を図るため、事業の採択前から完了後に至るまで、事業評価を体系的に実施する。

具体的には、

- ① 事業の採択にあたり、費用対効果分析等の実施による事前評価

② 事業採択から5年毎に、進捗状況や社会経済情勢の変化等を評価し、必要に応じて事業を見直す再評価

③ 事業完了後に、事業効果の発現状況等を評価し、今後の事業のあり方等に適切に反映させるための事後評価

の3つの事業評価を着実に行う。また、評価内容とその結果については、国民が容易に入手できる方法で公表する。

5 人材の育成及び確保

(1) 新規就農の促進

多様化する就農形態に対応しつつ、関係機関と連携の下、新規就農者の就農発展段階に応じた体系だった就農支援施策を講ずる。

(特集2-(1)-ア参照)

(2) 農業教育の推進

ア 小・中学生等の農業に対する理解と関心の醸成に向けた取組

(3-(1)-(イ)-②-a-iii参照)

イ 青年農業者等の育成に向けた取組

(ア) 農業高校生等の先進農家等における現場研修会を含め、高校生のインターンシップ(就業体験)を推進するため、地域農業改良普及センターによる受入農家の情報提供等を行う。

(イ) 道府県農業大学校と農業高校の連携の下、教育手法や交流の在り方等に関する研究活動を行うほか、農業大学校において高校生を対象に農業の実務実習の体験等を行う「緑の学園」等、就農意欲や職業観の醸成のための取組を推進する。

6 農村における女性・高齢者対策等の推進

女性の参画の促進について、男女共同参画基本法に基づく男女共同参画基本計画における農山漁村での男女共同参画の確立に向けた施策の基本的方向及び具体的な施策を踏まえ、男女が社会の対等な構成員としてあらゆる活動に参画する機会を確保することが重要であることにかんがみ、女性の農業経営における役割を適正に評価するとともに、女性が農業経営及びこれに関連する活動に参画する機会を確保するための環境整備の施策を講ずる。さらに14年度に引き続き「農林水産省男女共同参画推進本部」における取組を行う。

また、地域における高齢者の役割分担並びにその有する技術及び能力に応じて、都市の高齢者の知恵も活用しながら、生きがいを持って農業に関する活動を行うことができるよう、高齢農業者の農業関係活動を促進するとともに、農協等の行う高齢者支援活動を強化するなど農村における高齢者福祉対策を積極的に推進する。

(1) 男女共同参画社会の形成に向けた総合的な支援

都道府県、市町村の各段階で女性農業者の参画の促進に関する目標を策定し、この達成に向けた意識啓発、女性のライフステージにあわせた研修、出産・育児期の女性の労働軽減のための支援、農村男女共同参画アドバイザーの認定等女性の能力発揮の場の拡大を図る。このほか、託児、特産品の研究開発機能等を有し、女性農業者による農産物加工等の活動を総合的に支援する施設（女性アグリサポートセンター）を整備する等の措置を講ずる。

さらに、経営における女性の役割の明確化等、女性の参画の促進に向けた効果的な普及活動を展開する。

(2) 女性の農産加工等の活動の促進

農業改良資金において、担い手の創意工夫による自ら生産した農畜産物の加工等に必要な資金に女性起業向けの優先枠を設定し、貸付を行う。

(3) その他女性の参画の促進に資する施策

女性の高齢者介護に係る負担の軽減に資するホームヘルパーの育成や高齢者の自立した活動の支援等を行うほか、女性にとっての操作性にも配慮した農業機械等の開発等を行う。また、女性起業ネットワークを活用した全国各地の起業活動に関する情報収集・発信等を促進する。

(4) 高齢者の農業関連活動の促進

地域の実情に応じた多様な担い手として、高齢農業者がその有する技術や能力を活かし、生きがいを持って行う農業関係活動を推進するため、農村部において、高齢者活動に対する啓発及び高齢者の自立的活動を一層促進するとともに、都市高齢者と農村高齢者がともに行う地域づくり活動並びに都市部の住民が行う園芸活動の指導等を促進する。また、農村部の中でもとりわけ高齢者活動を支援する人材が不足している中山間地域等については、当該地域の実情に配慮した高齢者活動の支援体制及び環境整備を推進する。

このほか、毎年 10 月を「農山漁村いきいき高齢者月間」と位置付け、その期間を中心に農山漁村高齢者対策に関する啓発活動等を実施する。

(5) 農村における高齢者福祉対策の充実

(ア) 農村の高齢者福祉等における農協等の役割を適切に発揮するため、農協ホームヘルパー等の養成、遊休施設の介護施設への転換等を引き続き実施する。

(イ) 高齢化が急速に進展している農村地域において、高齢者が安心して暮らせる社会を形成するため、コミュニティー施設等のバリアフリー化を推進する。

(ウ) 福祉施設や公共施設等への通行経路としても利用されるなど、高齢者等の利用が見込まれる農道において、広幅員の歩道や車道と段差のない歩道を整備する。

(6) 農山漁村における少子化対策の推進